



福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

白百合乳児保育園
2022年11月

評価実施機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	4
評価結果 共通評価.....	5
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	5
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	16
A-3 保育の質の向上.....	16

施設情報

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

②施設・事業所情報

■名称	社会福祉法人白百合会 白百合乳児保育園	
■種別	認可保育園	
■代表者氏名	川野 波	
■定員（利用人数）	103人（100人）	
■所在地	横浜市神奈川区亀住町9-5	
■TEL	045-461-5031	
■ホームページ	https://shirayuri-nyuuji.com/	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	昭和46年（1971年）3月31日	
■経営法人・設置主体	社会福祉法人 白百合会	
■職員数（常勤）	18名	
■職員数（非常勤）	13名	
■専門職員（名称別）	・園長	1人
	・保育士	20人
	・看護師	1人
	・栄養士	2人
	・調理員	2人
■施設設備の概要	・居室数	8室
	・設備等	遊戯室、調理室、ほふく室、調乳室、休憩室、事務室、理事長室など

③理念・基本方針

■保育の理念

(1) 子どもの最善の利益を求める「子どもの権利条約」を遵守し、児童憲章、児童福祉法を守り発展させていきます。

(2) 保育を必要とする乳児・幼児を養護・教育し、すべての子どもの発達を保障していきます。

(3) 地域社会で子どもの育ちを最優先する立場から施設開放、子育て中の育児不安等の相談など保育所を地域社会の有用な社会資源として活用を図ります。

(4) 激しく変化する社会のなかで保育に対するニーズは、複雑化し更に多様化しつつあります。このニーズに応えていくことのできる広い社会的視野にたち、たえず保育内容の改善をすすめます。

■保育方針

- (1) 子どもたちが、心身ともに健やかに成長・発達できる保育内容・良好な環境を保障します。
- (2) 保護者の方々も、安心して働き続けることができる保育環境を整えます。
- (3) 保護者の方と手を取り合って子育てをし、その成長の喜びを共感できる関係を築いていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

園は、住宅街にあり、近隣の住民に暖かく見守られ、家庭、地域、保育園の皆で子どもたちを育てていく姿勢を大事にしています。公園や足を延ばせば自然豊かな林などもあり、季節を感じることができます。

0歳児から就学前までの子どもたち、一人ひとりが愛情を持って大切に育てられ、規則正しい基本的な生活習慣が身につくように、また友だちと一緒に遊んだり学んだりする中で、丈夫な身体、自立心、協調性を身につける育ち合いの場として、家庭と地域、保育園とが協力し合い、共に学び合いながら保育を進めています。

「子どもを真ん中に」「心と体を育てる食育」「学びあう職員集団」を法人が大切にしている3つの輪とし、子どもの最善の利益を常に考えていくこと、食べることが大好きな子どもになるよう食材にこだわり、丁寧に食に関わっていく取り組みをしています。また、職員は常に自己研鑽に励み、専門性を高めることを求められています。

⑤第三者評価の受審状況

■評価実施期間 2022年5月23日（契約日）～ 2022年10月11日 （評価結果確定日）

■受審回数（前回の受審時期） 3回（2017年度）

総評

【特長】

◆保育士に見守られて子どもたちはのびのびと保育園生活を楽しんでいます

園は、「丁寧な保育」を心がけ、園長は職員に、声をかけすぎず、子どもの自主性を尊重した見守る保育を行うよう伝えていきます。保育士は、慌てず、せかすことなく子どもが自分でやりたい気持ちになって行動できるよう準備の時間をたっぷり取っています。優しく声掛けして出来ないところを手伝っています。子どもたちは公園でドングリや虫、葉っぱを集めたり、かけっこしたりして楽しんでいます。保育士は絶えず危険が無いよう見守り、虫探しやかくれんぼなど一緒に遊び、子どもたちのやりたいことに寄り添っています。保育士は、子どもに「何がしたい」と問いかけ、自分たちで決められるよう働きかけています。

食事中に、おままごとを続けている子どもに無理強いすることなく、盛り付けられた食事を見せて「好

きなカボチャがあるね」と声掛けすると、子どもは「食べたーい」と片付け始めました。遊戯室では、「跳び箱と仲良しになる」を目標に、幾つかのアスレチックが設けられています。どこからするか子どもの自由です。やらない自由もあり、初めは座っていた子どもも他の子どもにつられ次第に汗をかきつつダイナミックに動き回り、跳び箱に挑戦しています。この様に子どもたちは、見守られながら自分のしたいことを自由に発揮して楽しんでいます。

◆職員は園長を中心に保育の理念の共通認識を持って保育をしています

園長は、子どもの人権を一番に、保育が適切に行われているか振り返ることが大切と職員に伝えていきます。正しいと思っていることが子どもにとっていじわるでなかったかと振り返る考え方が職員に浸透していて、職員の振り返りが個々の子どもに応じて対応することに繋がっています。職員は、園長が常に言葉にしている「子どもの行動には理由があり、常にやり方を振り返ること」を念頭に、自分の行動が良かったのかと確認し、互いに話し合っています。通常の会議のほか、早急に協議が必要な場合は子どもの午睡の時間を利用し、子どもの見守りの為に他のクラスの職員が随時応援に入るなど、職員間で柔軟な協力体制を構築しています。園長は、保育室を見て回り、毎日の保育日誌などから保育の内容や子どもの発達を把握して、その都度指摘するようにしています。職員は、子どもの願いをかなえることを大切に、子どもを中心にした関係性を築き、個性を尊重した保育が行われるよう努めています。

◆子どもたちは多彩な食育への取組に興味を広げています

子どもたちが、食に関して豊かな経験ができるよう年間指導計画に食育の項を設け、食育計画と食育活動年間予定表を作成し、栄養士と保育士は協力して各年齢に合わせた具体的な取組を実施しています。クラス毎に夏野菜を栽培して給食で食し、4,5歳児クラスは枝豆から大豆を育て、2年にわたって味噌作りをしました。また、絵本のきびだんごから『きび』ってなに」と職員にたずね、給食で食している雑穀ごはんにきびを見つけ、黄色であることを知ることができました。職員は、子どもが興味を持ったことを発展させるなど、年齢合わせた食育活動に取り組んでいます。

【今後に期待される点】

◆子どものプライバシー保護のあり方を見直し、さらなる職員間の意識共有化に向けた取り組みが期待されます

園では、業務マニュアルや職員自己評価に法令遵守の項目を盛り込み、子ども・保護者の権利やプライバシーを尊重した関わりに努めるとともに、子ども一人ひとりの個性を尊重し、自由な環境の下でのびのびと過ごせる保育の実践に努めています。この様な園の良さをなくさないようにしながらも、子どものプライバシーを見直す機会と捉え、マニュアルを作成するだけでなく子どもの年齢や発達段階、羞恥心など、個性に配慮したさらなる対応の工夫が期待されます。また、プライバシー保護に関して、職員間の認識を深め共有化を図る取り組みも期待されます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

園で大事にしているひとりひとりの子どもの気持ちを大事にした丁寧な保育、基本方針や園目標に向けての取り組みを理解していただいたと思っています。職員の振り返りの姿勢などを評価していただいたことは、とても励みになりました。

今回C評価になった「プライバシーの保護」に関しては、小さい頃から自分の体、心は大事に守られるということを文章化できていなかったのが、早急に整えていくつもりです。また課題に取り組むための長期的な計画も、法人本部と相談しながら具体的にしていこうと考えています。

指摘を受けたことは、どれも必要なことと理解できました。今回のことをきっかけに、より良くなるよう努めていきます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	a
<コメント> 4つの保育理念と3つの保育方針を掲げ、ホームページやパンフレット、重要事項説明書等に明示し周知しています。重要事項説明書には、園及び法人の設立に至る経緯や保育目標、保育の姿勢等も詳しく掲載し、園の思いや方針を積極的に表明して、職員の認識共有化とともに保護者の理解が深まるよう工夫しています。保護者に対し、毎年のアンケート調査を通じて理念・方針の周知状況を確認するほか、職員に対しても入職時や職員会議等で説明・周知するとともに、人材育成計画や全体的な計画等に明記して職員の実践を促しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	b
<コメント> 法人として複数の保育園を運営し、法人内の連携を通じて児童福祉に関する情報の共有化を図るほか、行政通知をはじめ所属する様々な保育関係団体から、児童福祉に関する様々な最新情報の収集に努めています。園独自にも地元神奈川県神奈川県の園長会や幼保小連携事業への参加等を通じて、地域の状況や福祉ニーズの把握に努力しています。なお、園の事業収支や稼働状況等は法人本部と情報を共有しながら分析・評価し、より健全な事業運営に努めていますが、地域のニーズに即した施設定員の設定など、地域の実情や課題に即したさらなる柔軟な対応が必要と捉えています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	a
<コメント> 行政や地域の保育関係機関との交流・連携を通じて、保育に関する様々な情報収集に努めるとともに、法人本部や系列園と運営状況を共有・分析し、経営課題の明確化と改善に向けた協議を実施しています。園の創立以降、乳幼児保育の充実化や障害児保育に取り組むほか、地域ニーズに沿った保育環境の整備とさらなる保育の質向上のための人材確保・育成等に力を入れています。法人及び園の運営課題や運営方針は、年度ごとに「法人経営方針」を策定して全職員に通知し、毎年3月の職員会議を通じて園長から全職員に説明して、園全体の取り組みとしています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 法人の中期的なビジョンとして「白百合会 中期展望」を策定し、地域に根差した安定的・持続的な運営と保育の質向上、人材の育成・定着等を運営目標に掲げるとともに、組織運営の健全化に向けた重点的取り組みを明示しています。また、2020～2031年に亘る中長期計画を策定し、施設・設備の改修や人事制度等の組織編成等について部署ごとに時系列で記載し、段階的に推進することとしています。一方、中長期計画の内容は、主に各施設の修繕など設備改修に関するものが多く、各々の経営課題の指標化や改善に向けた工程、実施期間等は明確化していません。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 各年度の法人経営方針や法人事業計画に沿って年度ごとに園の事業計画を策定し、年度当初の職員会議を通じて園長から全職員に説明し周知を図っています。当該年度のクラス体制や職員配置、年間行事、自主事業のほか、年度内に取り組むべき重点目標等についても明記しています。一方、事業計画は中長期計画に直接連動した内容構成となっていないほか、数値目標や具体的成果の設定など、より正確な実施状況の評価・確認が可能な内容にはなっていません。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-①
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

<コメント>

年度の事業計画を策定し、当該年度のクラス体制や職員配置、年間行事、自主事業など年度全体の保育の実施内容とともに、施設の安全管理や人材育成、職場環境改善、児童定員の適正化など年度の重点目標を明示しています。事業計画は、園長が前年度の園全体の保育の実施状況等を精査し、職員の意見を聞き、抽出した課題を踏まえ策定するほか、職員会議等を通じて期ごとに職員からの意見、総括を踏まえて評価・確認し、進捗を管理しています。計画は年度当初の職員会議で全職員に説明し、書面でも配布して理解浸透に努めています。一方、園の事業計画は主に組織体制や行事内容の記載に留まり、重点目標や課題の改善に向けた具体的な取り組みは記載していません。

【7】 I-3-(2)-②
事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

<コメント>

保護者会に園長または主任が出席し、定例会を通じて園の運営方針や事業計画の内容を説明しています。全体的な計画や年間指導計画等の保育内容、開催行事、設備改修、定員変更など子ども・保護者に関する内容を中心に説明し、保護者との意見交換も適宜実施しています。毎年保護者アンケートを実施して、保護者からの意見・要望の積極的な聴取・把握に努めるほか、アンケート結果や保護者からの意見・要望を事業計画に反映し、実際の運営に生かすことを説明しています。なお、事業計画の園内掲示やホームページ等での公表など、今後さらなる積極的な情報発信の取り組みが期待されます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-①
保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

<コメント>

保育理念や子どもの発達援助、保護者支援など、4分野128項目で構成された法人独自の自己評価基準を用いて、園の自己評価を年1回定期的に実施しています。自己評価の結果はリーダー会を通じて取りまとめを行い、職員会議等を通じて全職員で共有し、園全体の保育の質向上に努めています。また、年1回実施する保護者アンケートの集計結果とともに文書化して保護者に配付し、周知しています。カリキュラム会議を発足し、食育や発達援助などテーマごとに職員間で保育内容の検討・見直しを行う体制を構築し、継続して改善を図る取り組みを推進しています。

【9】 I-4-(1)-②
評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

<コメント>

園の自己評価及び保護者アンケートの結果は、リーダー会を通じて内容を分析・評価し、書面で各クラスに配布して周知しています。また、職員会議やクラス会議、カリキュラム会議等を通じて職員間で検討・協議し、課題の明確化と共有化に努めています。改善課題は毎年度末の職員会議で園長から全職員に周知し、事業計画にも明示するほか、全体的な計画や年間指導計画、クラスごとの年間指導計画や月案、週案の内容に盛り込むなどして園全体の取り組みとしています。改善の進捗状況は、期ごとの振り返り等を通じて園長・主任が確認を行っています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

【10】 II-1-(1)-①
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

<コメント>

園長は、法人経営方針に基づき年度末及び新年度当初の職員会議で所信表明を行うほか、全体的な計画などの文書にも自らの保育方針を明示し、職員の理解浸透・実践を促しています。年度ごとに職務分担表を作成し、園長の職務と責任権限を明文化して職員に周知しています。保護者に対し、園のウェブサイトや園だより等を通じて自身の保育方針を伝えるとともに、保護者会や園の説明会等でも運営の方針を説明しています。一方、園長不在時の権限移譲・意思決定順位は、日々の業務を通じてルール化し職員間で意識浸透を図っていますが、防災マニュアル等への明示はなされていません。

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

法人共通の「保育実施要領（しらゆりの保育）」を策定し、法人の保育姿勢や保育士の役割・責務、人権への配慮等について明示して全職員に配付し、職員教育を行っています。また、子どもの権利条約や全国保育士会倫理綱領、就業規則の服務心得、懲戒解雇事由等を抜粋して掲載し、職員の意識付けを図っています。園長は法令遵守の責任者として、外部研修や様々な会合等に参加し、広く法令遵守に関する情報収集と学習に努めるとともに、職員研修や会議等を通じて職員全員に説明しています。職員に対しては、権利擁護や法令遵守の項目を園の自己評価基準に盛り込むほか、年1回定期的に児童虐待防止研修とセルフチェックリストによる自己点検を実施して、職員の意識向上に努めています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
---	---

<コメント>

園長は随時各クラスを巡回し必要なサポートを行うほか、保育日誌を通じて子どもの様子や毎日の出来事を確認し、園全体の状況把握を行っています。また、カリキュラム会議やクラス会議の協議内容、園の自己評価結果等に基づいて保育の内容を分析・評価し、改善に向けた対策の立案・検討を行っています。改善課題はリーダー会やカリキュラム会議等で共有し、職員間で協議を行うとともに、職員からの改善提案なども積極的に聴取して全体的な計画や年間指導計画等に反映するなど、継続して課題改善に取り組んでいます。職員の経験年数等に応じキャリアアップ研修の受講も推奨しています。

【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	---

<コメント>

園の人事・労務・財務管理は園長と法人本部とで情報を共有するほか、園の特色や地域の保育ニーズ等を踏まえて課題を共有し、業務実効性の向上に尽力しています。園の重点目標に「職員ひとりひとりがやりがいを持てる職場環境作り」を掲げ、職員同士の交流促進と労働環境の整備推進に取り組んでいます。各クラスの実情に応じて柔軟に人員配置を行い、業務負担の軽減を図るほか、業務スケジュールに職員同士のコミュニケーションの時間を設け、園長・主任が働きかけを行うなど、職員間の交流促進と良好な関係性の構築に配慮しています。なお、異なるフロア同士の交流促進を望む職員の意見もあり、さらなる取組が期待されます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a

<コメント>

法人共通の人材育成の基本方針を策定し、求められる職員像を明示して全職員に周知し、実践を促しています。「人材こそが最も重要な経営資源」との基本的考え方のもと、人を育てる組織風土を醸成することで職員のやりがいや自信を育み、組織全体の力を高めることを方針に掲げるとともに、「職員の果たすべき役割・求められる能力」として、職員階層別の役割・期待水準も明確化しています。福祉人材の確保に向け、養成校への訪問や就職説明会への出展を積極的に行っているほか、法人・園各々のホームページに求人情報を掲載し、園の現地見学やオンライン見学も随時受け付けています。

【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
-------------------------------------	---

<コメント>

法人の保育基本理念の実践に向け、「利用者に信頼され、自ら考え行動できる職員」を求められる職員像に明示し、全職員に意識付けを図っています。人事考課制度を導入し、年3回の目標管理面接を通じて個々の能力開発と知識・技術・経験に応じた職員評価を実施しています。また、全職員に対し年1回意向調査を実施して資格取得や配属の希望等、職場満足度等を聴取し、職員の処遇改善に努めています。人材育成の基本方針に「経験・知識・技術の継承」を明示し、主任等の管理職に加えて専門・中核・分野別など各リーダーのポストを創設し、職員が自身の将来像を描けるキャリアプランの提言も行っています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
--	---

<コメント>

園長を労務管理の責任者として、事務主任と情報共有しながら職員の就業状況を毎月確認し、把握に努めています。職員の心身の健康管理に向け、定期的にストレスチェックを実施するほか、職員の変化に応じて随時声掛けや個別面談を行い、必要に応じて受診勧奨等の対応を実施しています。個々の事情に合わせた勤務形態への変更や、産休等の休暇取得を推奨するなど、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しています。また、慶弔休暇や健診・予防接種費用の助成のほか、共済組合への加入等の福利厚生を行い、職場環境の改善と職員の定着率向上に努めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
<コメント>		
保育実施要領に保育姿勢や行動指針など職員のあるべき姿を具体的に明示して周知し、行動化を促しています。人事考課制度を導入し、目標共有シートを用いて当該年度の目標設定と課題、実施スケジュール等を明確化するとともに、年3回の面接を実施して園長と職員が各々の課題や進捗、達成状況を相互に共有しています。また、人事考課の判断基準「効果要素評価基準」を策定し、「業務実績」「取組姿勢」「職務遂行能力」の3点に加え、より高い目標を自ら設定し果敢に挑戦する姿勢「チャレンジ」の視点も加味し、より適正かつ職員の主体性や意欲を評価する体制を整備しています。		
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
<コメント>		
人材育成の基本方針や保育実施要領に期待する職員像や職員のあるべき姿を明示し、全職員に意識付けを図っています。保育士や栄養士など職種別に人材育成計画を作成し、職員の階層別に期待される役割・姿勢と知識・技術の水準を明確化するとともに、社内ルールへの遵守や上席者の補佐、後輩・部下の育成指導など、組織における規律性についても具体的に列記して認識の統一化を図っています。また、職務年数に応じて履修すべき研修内容も付記しています。なお、新型コロナの影響を踏まえ、法人研修のオンライン化や保育士等キャリアアップ研修の活用を進めていますが、園独自の研修計画に基づく研修体制の整備・充実化は今後の課題となっています。		
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
<コメント>		
園長は個々の職員の資格や知識・技術の習得状況を把握し、法人本部と情報共有して管理しています。保育実施要領に基づき、保育全般の基礎知識・技術をはじめ、食育や健康管理、事故防止、遵守すべき法令など幅広い内容を網羅して職員教育を実施するほか、チューター制を導入し、新任と先輩職員の個別指導を通じて相互の交流促進とスキルアップに繋げています。参加のしやすさに配慮し、内部研修の開催時間や回数を工夫するほか、非常勤や短時間勤務の職員にもキャリアアップ研修の受講を推奨するなど、職員の学習機会の確保に努めています。外部研修の情報は口頭伝達や回覧等で周知し、希望者には可能な範囲で受講を認めています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント>		
開かれた施設運営と次世代の保育人材の育成等を基本姿勢に掲げ、実習生の受け入れを積極的に推進しています。横浜市内の福祉系大学・専門学校等から保育士・看護師の現場実習を多数受け入れ、主任と看護師をそれぞれ実習担当者に配置し、実習の手引きを用いて実習指導の手順や内容を明確化しています。園の保育理念や目標、施設概要、実習中の留意点等を詳しく記載した実習のしおりを配布し、日々の業務場面や面談等を通じてより理解が深まるよう助言・指導を行っています。担当者を保育実習指導者研修に派遣するほか、各クラスの保育士にも実習の指導内容を伝達して、職員間で認識を共有化出来るようにしています。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント>		
法人・園のホームページを開設し、保育方針と理念、事業概要をはじめ設立経緯や園の特長等についても詳しく記載し、積極的な情報発信に努めています。園のページでは、子ども・保護者のプライバシーに配慮した上で写真を多数掲載し、年間行事や各クラスの状況等を分かりやすく紹介しています。また、地域に向けて園開放や育児講座、子育て相談等の自主事業に関する情報を掲載するとともに、第三者評価も定期的に受審しています。一方、法人ページでは事業計画や決算資料など一部情報が更新されていないものがあるほか、独自に第三者評価の受審結果を公表するまでには至っていません。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント>		
経理規定や就業規則、給与規則など法人共通の規程を整備し、組織運営のルールを明確化しています。各規程の内容は全職員に説明し、周知を図るほか、閲覧用ファイルを事務室等に配置して随時確認できるよう配慮しています。法人顧問の社会保険労務士や公認会計士等の専門家からの助言・指導に基づき、経営改善に努めるとともに、法人幹事による内部監査を年1回実施し、適正な事業運営に努力しています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>	
保育理念に「地域社会で子どもの育ちを最優先する立場から、施設開放、子育て中の育児不安等の相談など保育所を地域社会の有用的な資源として活用を図ります」を掲げています。笠のぎ稲荷神社の祭礼では園内にきてもらう取組も続いています。散歩中は地域の方と挨拶を交わす様子もありました。社会資源は玄関に「神奈川区子育て期の情報お役立ちファイル」が置かれており、必要に応じて園から保護者に紹介を行っています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>	
ボランティア受け入れ対応の手引きが整備され、園長と主任が窓口となってボランティア受け入れを行う体制が整っています。手引きには事前の準備やオリエンテーションで伝える内容、保育園内での受け入れ体制について明記され、保護者にも知らせることになっています。次世代育成支援や世代間交流の観点から地域の中学校の職場体験は毎年受け入れを行っています。コロナ禍以前は、地域の方や卒園児の保護者から伝承遊びを教わることもありましたが現在は行われていません。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント>	
関係機関はリスト化されており、緊急で必要な救急等の連絡先は事務室の見やすい位置に掲示され、必要時にすぐ連絡できるようになっています。横浜市東部地域療育センターは年1回巡回してもらっており、フォローされている子どもの状況をみてもらい、フォローが必要な可能性がある子どもについても相談しています。また児童発達支援事業所と毎月個別支援会議を行っています。必要に応じて神奈川区子ども家庭支援課と連絡を取り、家庭や子どもの状況を把握し協働しています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
区の園長会に参加し地域の動向について把握している他、神奈川区の子育て連絡会、幼保小連携事業にも所属し、地域のニーズを把握しています。地域住民から直接ニーズを把握する方法として、園庭開放や育児相談、運動会での敬老招待が重要と考えていますがコロナ禍でやり取りは少なくなっています。子育て支援事業を知ってもらう為に案内を散歩の際に公園で渡す取り組みも行っています。見学者には十分な時間を設けて、相談に応じることができるよう配慮しています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
町内会に所属しており、園長は町内の防災訓練に参加するとともに、町内会の防災備品の置場を提供しています。近隣の小学校・保育園と合同で毎年、津波避難訓練も行っています。園庭開放と育児相談以外に、育児講座として教育懇談会、初釜、伝承遊びも継続して行っており、給食試食会も開かれています。保育の理念に基づいた新たな地域貢献の取り組みが期待されます。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>	
保育理念・保育姿勢に「子どもの最善の利益」が挙げられ、人権擁護の観点は保育において最重要であると考え、実践しています。全職員に毎年、人権のチェックリストを用いた確認を行い、職員の共通理解を図っています。子ども主体の環境整備を行うとともに、職員同士が日々の保育を振り返り、子どもを尊重した保育について日頃から話し合っています。今回の第三者評価利用者家族アンケートでも「職員は子どもの気持ちを大切にしながら対応している」は高い満足度が得られていました。性差についても色や遊び方、役割などについて固定的な観念を植え付けない配慮があり、それは保育の記録等の記載でも徹底するよう園長が指導しています。	

<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>c</p>
<p><コメント></p>	
<p>4・5歳児向けに、看護師がプライベートゾーンについて保健指導を行っています。幼児用トイレは個室になっており、年齢に応じて安全を確保しつつ、プライバシーが守られるようになっています。シャワーは半屋外の廊下にあります。カーテンをして外部から見えないようになっています。公園でのオムツ交換やプール遊びでの目隠しについてのルールはありますが、プライバシー保護に関する規定・マニュアルがありません。今後は排泄・着替え・シャワー時等の生活場面におけるプライバシー保護について、園として必要な規定等を整備し、研修等で職員の理解を図るなど、プライバシー保護により配慮した保育の実施が期待されます。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>園のパンフレットは神奈川県役所、神奈川県子育て支援拠点等に置いています。園のホームページ系の職員が月1回はホームページを更新し、園の紹介や保育園開放情報を掲載しています。保育園の見学は基本的には水曜日の午前中に2組程度で行っていますが、それ以外も柔軟に対応しており、年間30～40組の見学があります。見学者にはパンフレットを用いて説明を行い、園内を見学してもらい、質問に丁寧に答える時間も設けています。パンフレットは毎年見直しが行われています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>入園説明会では、重要事項説明書を配布し、各項目について丁寧に説明をしています。個別面談で重要事項の同意書を交わしています。保育上の変更については、掲示とお知らせアプリを用いて、簡潔にわかりやすく伝えるよう工夫しています。進級時には園だよりで生活面や持ち物の変更点を伝えています。過去に配慮が必要な保護者に対して、より丁寧に説明を行い配布物にふりがなを振る対応を行ったケースがあり、そのようなケースがあることを踏まえてのルール化が望まれます。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>保育所等の変更にあたっては、個人情報保護の観点から基本的には引継ぎ文書は定めていませんが、行政からの指示があれば必要に応じて作成することが可能です。しらゆり夏まつりに卒園児を招待する取り組みは長年続いており、今年は創立50周年だったこともあり多くの卒園児の参加がありました。利用終了後も、卒園時の担任や主任が中心となり、継続的に相談にのっています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>毎年、保育園の自己評価において保護者アンケートを行い、自己評価の結果とあわせて保護者アンケートの結果も書面で提示しています。その結果を踏まえて、優先順位をつけて改善に取り組んでいます。最近では日よけを設置しました。保護者会のアンケートも年2回行われており、質問には園で検討した結果を書面で回答し配付しています。三者（保護者、職員、園）懇談会が年1回、懇談会は年3回、個別面談は年1回行われており、定期的に保護者の声を聞く場を設けています。子どもの満足の把握は、子どもの発言やクラス日誌によって行われています。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みに関する規定」が整備されています。相談・苦情解決の責任者は園長、受付担当者は主任としており、2名の第三者委員がいます。重要事項説明書に苦情解決制度の目的と苦情相談窓口として、主任・園長・第三者委員・かながわ福祉サービス運営適正化委員会・横浜市福祉調整委員会の連絡先が記載されており、園玄関の見やすい場所に同様の内容のご意見箱が設置されています。現在、主だった苦情はありませんが、連絡帳や口頭での申し出についても、迅速に組織的に対応し、記録しています。</p>	

【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
--	---

<コメント>

重要事項説明書に「保護者と保育園との連携について」の説明で、「保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください」と記載があり、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていく姿勢が述べられています。「苦情解決制度について」では複数の相談窓口を記載し、相談窓口を選択できるようにしています。苦情解決制度以外に、保護者の会のポストも玄関近くに設置されています。面談を行う際は、必ず個室で行っています。園としては、これまで以上に相談を受けやすい環境を整備したいと考えています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	---

<コメント>

職員は保護者とのコミュニケーションを大切にしており、気がかりな際はすぐに声をかける、お迎えの際は一言を添えるなどして信頼関係の構築に努めています。連絡帳で気になる内容があった場合には、園長と相談し、面談の場を設けて直接話をするよう努めています。相談や意見を受けた際は園長・主任に報告し、適切な対応と迅速な解決の検討を行い、日々のミーティングで情報共有を図っています。長時間保育で伝え忘れがあったことから、連絡がある場合には子どものリュックに「声をかけてください」というマークのついた洗濯ばさみをつけ、伝え忘れを防止する取組をしています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---

<コメント>

衛生管理マニュアル、事故防止マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルが整備されており、事故発生時の対応が明確です。事故とヒヤリハットの事例は区別して毎月収集されており、主任が傾向と対策を検討した上でリーダー職員の会議で報告し、他の職員に情報提供しています。職員からの提案で、物理的な危険箇所を発見した場合には事務所に付箋を貼り、直す箇所の見える化をしています。また、年度末のクラスの引継ぎの際には、クラスごとの事故防止の注意点の読み合わせを行い、確認しています。玩具の安全点検は毎日行い、滑り台と樹木の点検は年3回行っています。今後は、職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を実施するとともに共通認識を持って、リスクマネジメント体制をより強化されることが期待されます。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>

「感染症対応マニュアル」を整備し、年度末の会議で確認しています。マニュアルは現在見直しを行い、より多くの感染症に対応する予定です。毎年、嘔吐処理研修では役割を決めて実際に処理をする練習を行い、気づいたことを職員間で話し合い、必要な物品の場所を確認しています。感染症に関する園内掲示は各クラスの感染症罹患数だけでなく、症状者数も記載されています。保護者には毎月発行の保健だよりで感染症に関する情報提供を行っています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>

「災害対応マニュアル」が整備され、災害時の対応体制が明確です。各クラスには自衛消防職と任務分担が掲示されています。保護者には重要事項説明書で災害時の対応を説明し、災害時の状況は非常用メールと災害用伝言ダイヤル171で発信することとなっています。備蓄は園児と職員分を3日分管理している他、ローリングストックも活用できるようにしています。消防署と連携し、心肺蘇生訓練や子どもの防災訓練を行うとともに、園長は町内会の避難訓練にも参加しています。また近隣の保育園、小学校と連携して年1回、津波訓練も行っています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
---	---

<コメント>

法人5園共通の保育実施要領が整備され、子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢は保育基本理念、保育方針、保育姿勢に明示されています。保育実施要領は正職員に配付されており、職員はいつでも閲覧可能で、新人研修で説明し、年度末の職員会議で内容を確認しています。園長は子どもの様子を見て回り、指導計画や日誌で標準的な実施方法に基づいて保育を実施しているか確認しています。保育は主体性を重んじており、保育実践は画一的ではありません。しかし、プライバシー保護に関わる姿勢の明示がなく、検討が望まれます。

<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>保育実施要領の検証・見直しについて頻度や時期は定められていませんが、子どもの様子を見て、保育実施要領と指導計画のどちらを改めるべきか判断しています。現在、法人の主任会で改定を検討しています。具体的な見直しは法人の主任会で行いますが、カリキュラム会議や職員会議の意見、保護者アンケートを含む自己評価の内容も反映しています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>指導計画の責任者は園長としています。各クラスの担任が年間指導計画に基づき、月間指導計画を作成し、カリキュラム会議で検討しています。内容によっては給食会議で検討したり、看護師と相談することもあります。月間指導計画には「前月の子どもの姿」の記載欄があり、子どものニーズと併せて保護者の状況も記述するようにしています。個別指導計画は「反省」から「ねらい」を定め、養護・教育の項目ごとに「子どもの姿・内容」から「必要な配慮や援助」が計画されています。配慮が必要な子どもについては、「家庭及び専門機関との連携」の記載欄があり、横浜市東部地域療育センターや児童発達支援事業所と連携を図っています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画は4月の子どもの様子を見て、5月に立案され、4半期ごとに振り返りを行い、子どもや家庭の状況も鑑みて見直しをしています。特に乳児は保護者と相談したことも踏まえて見直ししています。見直しにより変更した指導計画はカリキュラム会議を経て、職員に周知しています。指導計画を緊急に変更する際は、全職員に伝達できるよう2部制のミーティングでその日のうちに周知しています。月間指導計画は「前月の子どもの姿、課題」を踏まえて計画しています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>子どもの発達状況や生活状況は、児童票、健康台帳、個別の発達経過記録、保育日誌などの統一された様式に記録されています。保育記録については保育実施要領に目的や意義が記載されています。それぞれの記録は園長が確認し、書き方に差異がないように指導しています。カリキュラム会議やリーダー会議の情報は、出席者が各クラスにレジュメの記録とともに伝達しています。月1回職員会議に正職員は全員参加し、子どもの育ちの状況や大きな行事の内容を把握しています。各クラスの動きや伝達事項はわかりやすい書式で提示され、事務室でいつでも職員がその日の情報を共有できますが、全ての職員が園や子どもの情報を共有化する仕組みの整備が求められます。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>法人で個人情報保護方針を作成しており、個人情報の管理、廃棄、情報の提供、写真等の使用などに関する規定を定めています。個人情報保護方針は重要事項説明書に記載され、入園説明会で個人情報保護について説明しています。職員へは年度末の全職員が参加する会議で周知、確認し、個人情報保護の徹底を図っています。</p>	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。また、園の保育の理念や保育方針、保育目標に基づき、子どもの発達過程や家庭状況、地域の特性などを考慮して作成しています。全体的な計画は、保育姿勢、養護（生命の保持・情緒の安定）、年齢ごとの教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）など具体的な内容を記載しています。年度末の全職員が参加する職員会議で1年の振り返りを話し合い、評価、見直しをして次の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室はエアコンを使用し、こまめに換気をして、室温、湿度は適切な状態が保たれています。大きな掃き出し窓から採光が取られています。衛生管理マニュアルなどに沿って玩具や設備の衛生管理に努め、寝具の消毒乾燥は年4回実施しています。子どもの発達や活動内容に合わせてサークル、机、マットなどを使用してコーナーを作り、子どもがくつろぎ落ち着いて遊べるよう工夫しています。また、クールダウンする場としてウッドデッキのベンチを活用しています。保育室は広々とスペースに余裕があり、食事や睡眠、着替えの空間を分け、心地よい生活空間を確保しています。手洗い場やトイレ、シャワーは、清潔に保たれていて、子どもが利用しやすい動線となるよう配慮されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>日々の保育で子どもの様子や特徴をしっかり観察し、保護者とは送迎時や面談で話し合って子どもの個人差を把握するようにしています。職員は、会議や毎日のミーティングで情報共有し、個々の発達の状況を尊重した保育を実施しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、待つ姿勢で気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止めるよう努めています。上手に自分を表現できない子どもには、子どもの表情や仕草から気持ちを汲み取り、スキンシップを心がけ、いつもと違うサインを見逃さないよう心掛けています。園長は日頃から待つことの大切さを職員に伝え、子どもの気持ちに添って、待つ時間を考慮にいたれた保育をするよう心掛けています。職員は、穏やかに話しをして、せかず言葉など使わないよう努め、職員間で話し合って確認しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、保育士は生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に合わせて、待つことの大切さを職員間で話し合って対応しています。保育士は、子どものやろうとする意欲を尊重して援助できるよう細かく一人ひとりを把握するよう努めています。生活習慣の取得にあたっては、強制することなく、子どもの主体性を尊重して、できた時の気持ちを大切に褒めて一緒に喜びを共感しています。保育士は、生活習慣の自立を各年齢の指導計画で明確にして、日々の保育の中で、子どもたちが積み重ねて身に付くよう働きかけています。活動と休息のバランスが保てるよう1日の保育を組み立てています。手洗いや歯磨きなどの大切さは、子どもの年齢に応じて理解できるよう看護師などが保健指導を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが主体的に活動できるよう年齢や発達に応じて興味や関心を持って取り組める環境を整備しています。遊具は取り出しやすく、子どもは自由に選んで遊んでいます。園庭では、かけっこやボール遊びなど元気に身体を動かしています。また、遊戯室では体操やマット、跳び箱などを使用して、身体を使って活動しています。幼児クラスは、講師による「リズム」を月1回実施していて、保育士と一緒に学び、日常の保育に活かしています。保育士は子どもの年齢ごとに場面を見極め、仲立ちをしています。例えば乳児クラスでは保育士が子どもの気持ちを代弁して橋渡しをして危険を回避し、幼児クラスでは子ども同士で解決できるよう、関わりを見守っています。夏祭りや運動会などの行事は、日々の保育の活動に組み込み、段階を踏んで子ども同士が互いに協力して活動できるよう援助しています。園庭での虫探しや公園への散歩などで自然に触れ合う機会を得ています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>広い保育室とほふく室があり、必要に応じてコーナーを作るなど環境への工夫をしています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間を含めた1日を見通した保育を意識して安定して過ごせるよう睡眠の保障や授乳、食事時間に配慮しています。保育士は応答的な関わりを大事に丁寧に関わるよう努め、一人ひとりの子どもが安心感や心地よさを感じられるよう援助しています。基本的に関わる大人は決まっていて、安心して愛着関係が築けるよう配慮しています。玩具などは、自由に選べるよう発達に合わせて室内環境を見直しています。成長が著しい時期なのでカリキュラム会議では、常に適切な保育ができるよう子どもの状況や対応を話し合っています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳を用いて情報を共有しています。また、「離乳食懇談会」を行い、味付けや形状、固さなどを試食して確認するなど、授乳期から離乳食以降へきめ細やかな対応をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>1歳児クラスは月齢により部屋を分けて、小グループで生活しています。2歳児クラスも進級を見据える時期まで分かれて生活しています。子どもが自分でしようとする気持ちを大切に、保育士はゆっくりと待つ姿勢で関わっています。保育士は、子どもの様子を見守り、励まし、褒め、できた喜びを感じられるよう援助しています。探索活動では、複数の子どもがいることを配慮して、子どものしたいことを十分に満たされるよう工夫し、探索活動を通して興味や関心を広げ、自発的な動きができることを大切にしています。園長は子どもの自我の育ちが大切であることを伝えていきます。保育士は、友だち同士の関わりが持てるよう働きかけ、一人ひとりに適した言葉かけをしています。保護者とは、送迎時や連絡帳を用いて情報共有し、さらに日々の様子が違う時に面談をして話す機会を設けています。トイレトレーニングなどは、個別に連携を図って無理なく進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>3歳児の保育に関しては、色々なことに興味を持つ時期なので玩具の種類も多く配置し、絶えず入れ替えをして環境を整え、保育士は興味関心のある活動につながるよう援助しています。4歳児の保育に関しては、好きな友だちと好きな遊びができるよう、色々なコーナーを作り、遊びこめる場所の工夫をしています。5歳児の保育に関しては、友だちと協力して行動できる年齢を考慮してクラスで話し合い、それぞれが役割分担をして一つのことに取り組み、やり遂げる体験が得られるよう援助しています。例えば、夏祭りのお神輿は「地球を背負う」と言う子どもの発言から発想を得て青色をイメージして制作しました。保育士は、子どもの好きな事、興味、関心を大切に、思いや考えを出し合える場を作り、遊びを発展させています。行事の取組も日々の活動の延長線と捉え、子どもが主体的に取り組めるようにしています。子どもの取り組んでいる様子などは、園だよりやクラスだより、写真掲示などで伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>エレベーターはありませんが、室内やトイレはフラットで車椅子対応のスロープが保育室をつないでいます。また、車椅子対応のトイレを備えています。障害のある子どもに配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるかを考慮に入れて作成しています。個別配慮はポイントを押さえ、できることは同じように活動するなど、子どもの状況に応じた保育を行っています。子どもたちは、分け隔てなく同じように接して一緒に過ごしています。保護者とは、定期的に面談をして連携を図っています。園長が窓口となり、必要に応じて横浜市東部地域療育センターや神奈川区福祉保健センター等と連携を図り相談や助言を受けています。職員は、障害のある子どもの保育についての研修を受講し、報告書を作成して、ミーティングで他の職員に伝えていきます。保護者には重要事項説明書で障害のある子どもの保育に関する姿勢や取組を伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもを考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「保育実施要領」に長時間保育、延長保育が記載されていて、職員は共通認識を持って保育にあたっています。保育時間が長い子どもがゆったり過ごせるよう静と動の活動のバランスを考慮に入れたカリキュラムにしています。夕方園庭に出たり、ゆったりと過ごせる場所と身体を動かして遊べる場所を分けたりと工夫しています。保育室はテーブルやマットなどコーナーを設けて子どもたちが好きな遊びを選んで落ち着いて遊べるようにしています。幼児は5時頃から異年齢で過ごします。乳児は、0・1歳児は合同で過ごしますが、2歳児は単独で過ごすなど配慮しています。現在、おやつ等の希望者はいませんが、提供の用意はあります。引き継ぎは、口頭だけでなくクラス毎の業務日誌を用いて担任がいない時間帯も他の職員が対応できるようにしています。また、「声をかけてください」カードを活用して必ず伝わるよう取り組んでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画や5歳児年間指導計画に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われています。子どもたちは、小学校以降の生活に見通しが持てるよう、近隣小学校に散歩に行ったり、就学に向けた取組（午睡のない生活リズム、ハンカチやティッシュを持つ習慣、文字・数・量・形・時間などへの理解を深めるなど）を行っています。保護者には、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てるよう、就学前面談や小学校校長が話す教育懇談会などの機会を設け不安の軽減を図っています。幼保小連携事業の中で、小学校を訪問したり、研修会に参加するなど、就学に向けて小学校と連携を図っています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルはありませんが、「保育実施要領」保健衛生管理などに記載して、職員は、朝、午睡前後、夕と健康観察を行って把握しています。子どもの体調の変化やけがなどは、直ちに主任・園長に報告し、看護師が処置に当たります。必要に応じて事前に保護者に電話で状況を伝え、降園時に事後の対応を話し合い、次の登園時に確認をしています。保健計画は看護師が作成しています。子どもの健康状態に関する情報は、ミーティングで周知・共有しています。既往歴や予防接種の状況などの新たな情報は、変更があった時に各クラスに置いてある用紙に書いて提出してもらい、児童健康台帳に看護師が追加の情報を書き入れています。看護師が毎月発行する「ほけんたより」で保護者に健康に関する方針や取組や情報を伝えています。乳幼児突然死症候群に関する知識を周知し、必要な取組を行っています。乳幼児突然死症候群に関して保護者には、重要事項説明書で説明しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は児童健康台帳に記載し、職員間で共有しています。保護者には、結果を書面にして個別の「健康ノート」にはさんで手渡しています。また、個別に伝えるだけでなく、「ほけんたより」で全体にも伝えています。子どもたちには、年齢に応じて分かりやすく歯磨き指導や手洗い指導を行っています。また、5歳児クラスには食事と健康の密接な関わりから、健康な体を作る3色食品分類、身体への作用、食べ物と栄養の話などの食事指導などを実施して保育に反映させています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、食事ノートを用いて連携を密にして、家庭の様子、園での対応等を話し合っています。調理室前には除去食の表が掲示されていて複数の職員で確認して、食事を提供をしています。食物アレルギーの子どもへの食事の提供等において、他の子どもにどうして食べられないのかを年齢に応じて理解できるように話しています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について外部研修を受講して必要な知識や情報を得ています。園のアレルギー疾患や慢性疾患等についての取組は「園のしおり」や「ほけんたより」等で伝えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>子どもたちが、食に関する豊かな経験ができるよう、年間指導計画に「食育」の項を設け、食育計画と食育活動年間予定表を作成しています。栄養士と保育士は連携して子どもが食材や調理に興味関心を持てるようにしています。幼児クラスでは、夏野菜を栽培し、給食で食べたり、クッキングしたり、乳児クラスでは食材を見たり触れたりトウモロコシの皮を剥くなどしています。乳児クラスは落ち着けるコーナーを作り、いつも同じ場所で同じ保育士が子どもの発達に合わせた食事の援助ができるよう努めています。食器は、陶器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。個人差や食欲に応じて量を加減できるよう工夫しています。給食で栽培した野菜を使って調理するなど子どもが少しでも食べてみようとする工夫をしています。保護者には、献立表や園だより等で子どもの食生活や食育に関する取組を知らせています。また、給食試食会や保育参加の時に試食できます。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
和食を基本にして、系列園の栄養士で持ち回りで献立を作成しています。季節感を大切に旬の食材を使い、保育と繋げた季節の行事に合わせた献立を取り入れています。また、地元横浜の料理や就学を見通して小学校の給食で出されるという世界の料理も取り入れています。毎月の給食会議で担任から子どもの状況を聞き、喫食状況を把握しています。把握した内容は、味付けや子どもの噛む力や咀嚼力を考慮に入れた切り方、食材の硬さなど調理の工夫を次に生かしています。栄養士は、ほぼ毎日保育室を回り子どもたちの食事の様子を見ています。また、幼児クラスの食育活動の時に話を聞いています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。HACCPに基づいて温度管理を徹底しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と日常的な情報交換をしています。全クラスが連絡帳を使用して情報交換をしていて、特に乳児クラスは園が用意した連絡帳を用いて家庭と園の連続性を考慮しています。「園のしおり」に年間保育計画を掲載し、毎月の園だよりやクラスだよりの「毎月のねらい」等で保育の意図やねらいを知らせています。また、年3回実施している懇談会では、4月は1年大切にしていきたい子どもの姿、9月は今の子ども様子や保育の内容、ねらい、行事に向けての取組など保護者の理解を得る機会を設けています。子どもの様子は、園だよりやクラスだより、クラスの活動の写真、動画配信などで保護者に知らせています。また、保護者面談や行事など様々な機会を活用して子どもの成長を共有できるよう支援しています。個別面談など保護者との情報交換の内容は記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

職員は、毎日の送迎時に保護者と気持ち良く挨拶を交わしてコミュニケーションを図り、日頃から保護者と信頼関係が築けるよう努めています。重要事項説明書にも「連携について・心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。」と記載し、個人面談日以外でも相談に応じる体制があります。園長・主任は全園児の連絡帳を確認するようにしていて、気になる時は園から声掛けするようにしています。保護者の就労等の事情に配慮して希望の日時で対応しています。また、保育士、栄養士、看護師の専門性を活かして保護者に具体的な支援や助言を行っています。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意し、落ち着いた話しができるよう配慮しています。相談を受けた職員が、適切な対応ができるよう、報告を受けた園長、主任から助言を受けられる体制になっています。相談内容は記録し、継続してフォローできるよう努めています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
--	---

<コメント>

職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると感じた時は、園長・主任に報告し、園全体で確認する体制を作っています。神奈川県福祉保健センターから連絡があった場合などは、予防的にまめに声掛けして、精神面、生活面の援助をするようにしています。年度末の全員参加の職員会議でマニュアルを確認し、守秘義務もあるが通報義務もあることを職員に伝えています。虐待防止マニュアルは整備して、各クラスに配置していますが、全職員への研修はこれからの課題と捉えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取り組み姿勢を重視して記載しています。カリキュラム会議で月間指導計画の確認、見直しを行い、月の反省や翌月の課題を話し合い、振り返りを次の計画に繋げています。また、年間指導計画は期ごとに振り返りを行っています。毎日の保育日誌の自己評価は園長が確認しています。職員は、クラス会議、乳児会議、幼児会議でそれぞれの意見を素直に受け入れ、今の子ども姿を捉えて話し合うなど互いの学び合いや意識の向上につなげています。園長は、人任せにすることなく、プロとして自覚をもつよう指導し、課題から翌月の取組に積極的に対応するなど向上に努めています。保育士等の自己評価を年度末にまとめ、園の自己評価につなげています。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ E-mail : top@yresearch-center.jp



Yokohama Community development Research center

特定非営利活動法人
**よこはま
地域福祉
研究センター**

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 認証番号 機構15-232

全国社会福祉協議会社会的養護関係施設第三者評価機関 2510-002-02

横浜市指定管理者第三者評価機関 認定番号 25-01